

日本語 問題

(2013)

〈H25070211〉

注意事項

1. 問題冊子および解答用紙は、試験開始の合図があるまで開かないこと。
2. 問題は2~5ページに記載されている。
3. 受験番号および氏名を、解答用紙の所定の欄に必ず記入すること。所定の欄以外には、受験番号および氏名を書いてはならない。
4. 解答は解答欄にのみ横書きで記入すること。解答欄以外には何も書いてはならない。
5. 解答には黒鉛筆またはシャープペンシル（HB）を使用のこと。
6. 解答は特に指示がない限り日本語で記入すること。
7. 字数制限がある設問については、算用数字やアルファベットその他の記号を用いる場合も、解答欄1マスに1つ記入すること。
8. 問題冊子および下書き用紙は持ち帰ること。

以下の文章を読んで、問題1から問題4に答えなさい。

民主党政権になってから1ヵ月もたたない2009年10月。厚生労働省は日本の相対的貧困率を公表した。これによると、2007年の貧困率は15.3%、18歳未満の子どもに限ると14.7%であった。約7人に1人の国民が貧困状態にあるというこの数値は、日本には貧困が存在しないと考えてきた多くの人々に大きな衝撃を与えた。2011年7月には、2010年の数値が公表され、貧困率は16.0%（子どもは15.7%）に上昇した。

しかし、この7人に1人という値が、一定の疑念をもって受け止められたことも事実である。2010年8月にセーブ・ザ・チルドレン・ジャパン（国際NGOの日本支部）が、日本の子どもの貧困についての意識調査を行ったときも、約2割の人々は、「この値は信じられない」「実感がない」「貧困の定義がわからない」などの理由をあげて、日本には子どもの貧困の問題がない、と答えた。

そして、日本にも子どもの貧困の問題があると答えた人も、その多くは、子どもの毎日の生活にゆとりがないという「時間の貧困」、精神的に追い詰められているというような「精神の貧困」などが、日本の子どもにとっての貧困問題であると捉えていた。

物質的に豊かになった現代日本において、「貧困」とは、いったいどのような状況を指すのであろう？

この問いは、簡単なようで簡単ではない。「貧困」という言葉を聞いたとき、多くの人は、発展途上国の人々や、第二次世界大戦中および戦後の日本を思い浮かべるという。

しかし、このようなイメージの「貧困」は、現代日本のコンテクストにおいては、ほとんど存在しない。たまに、給食費を滞納する子どもがいるものの、「これは、きっと親の怠慢だろう」「ホームレスの人たちだって、飢えているようではなさそうだ」。多くの人は、そうやって、日本においては「貧困」は撲滅されたと考える。このような「一般的な感覚」と、「7人に1人が貧困」という現実は、大きく隔たっている。なぜ、このような大きな隔たりがあるのであろうか。

「貧困」という言葉は、社会として「許されない」生活水準のことである。すなわち、「貧困」を定義することは、逆に考えれば、現代の日本社会において、どこまでが「許容範囲」の生活なのかを定義することである。

当然ながら、ここには価値判断が含まれる。人によっては、人それぞれの能力や努力や単なる「運」の結果として、それこそ餓死してしまう人がいても、それは自然の摂理、いたしかたない、と言うかもしれない。究極の弱肉強食の世界である。一方で、ある人は、すべての人が、贅沢とは言えなくても、1日3食、栄養的に適切な食事がとるべきだ、と言うかもしれない。

おそらく、現代の日本社会において、前者の「負けたら死んでもしかたない」というような究極の弱肉強食の原理をよしとする人は少ないであろうが、どれほどの生活が「最低限」の許容範囲なのか、という水準については、さまざまな意見があろう。この判断がまちまちであるため、人によって「貧困」とはどのような状況を示すかの見解に大きな差が出てしまうのである。

世の中にはいろいろな意見の人がいるとしても、国家としては、我が国における「最低限の許容範囲」は何かを定めなくてはならない。そして、国として、それを保障するための制度や政策を実現していかなければならない。日本国憲法においても、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」（憲法第二五条）と、国民の権利としての「最低限度の生活」を定めている。

問題は、この「健康で文化的な最低限度の生活」がどのようなレベルの生活を示すのかを憲法が明記していないことにある。憲法第二五条は、生活困窮者に生活費、医療費、住宅費などの給付を行う生活保護法の根拠法であるが、生活保護法で定める「最低生活基準」が何であるかは厚生労働大臣の裁量によって決定さ

れる、となっている。⁽¹⁾ 実際には、最低生活基準は、一般的な世帯の消費水準の約60%に設定されている慣行が1984年から続いているが、この慣行とて、国民の理解と合意のうえで設定されているとは言い難い。

「貧困とは何か」という問い合わせに対して、さまざまな理念や信念や見解がある中で、少しでも社会的合意に近づくためには、何本かの絡み合った紐を解いていかなければならない。中でもっとも複雑に絡み合っているのが、「絶対的貧困」と「相対的貧困」の二つの概念である。

(中略)

この二つの概念をしっかりと念頭に置いておかないと、議論がかみ合わないので、ここでさらに少し話を整理しておきたい。

「絶対的貧困」と「相対的貧困」の違いは、前者が、その人が生きている国や時代などに關係なく不变なものとして決定される基準であるのに対し、後者では、貧困であるか否かの判定基準はその人が生きている国、時代、社会によって変化するという考えに基づくことである。

「絶対的貧困」は、時代や地域、国を越えて共通な定義である。すなわち、人間という生物において不变のもの、たとえば、生存するために必要な栄養量や衣服など生物学的な見地から捉えられていることが多い。

「絶対的貧困」概念の発端は、20世紀初頭のイギリスの研究者のシーボーム・ロウントリー（1871～1954年）が、当時のイギリスの労働者階級の貧困を社会科学的に測定しようとした試みから始まる。この研究で、ロウントリーは、労働者が労働能力を維持できるレベルの生活水準を貧困基準として定義した。すなわち、食べて、寝て、翌日また肉体労働に従事できる、ということを可能とするギリギリの生活水準である。ロウントリーは、このレベルの生活に必要なカロリーをまかなう食事を得るための費用を中心に、積算した。食事を得ることができない人々は、労働能力を維持できず「絶対的貧困」状態にある、とされた。

一方、相対的貧困とは、その社会のほとんどの人が享受している「ふつうの生活」をおくことができない状態と定義される。

「ふつうの生活」の中には、食事、衣服、住宅の「衣食住」はもちろんのこと、就労やレクリエーション、家族での活動や友人との交流、慣習といったことが含まれる。ただ単に労働能力を維持するだけであれば、家畜でも奴隸でも同じである。貧困でない生活には、人としての尊厳や人権が守られ、社会参加の機会が保障されていなければならない。その「ふつうの生活」、たとえば、働いたり、友人や親戚と付き合ったり、結婚したりするためには、ただ単に寒さをしのぐだけの衣服ではなく、人前に出て恥ずかしくない程度の衣服が必要であろうし、電話などの通信手段や、職場に行くための交通費なども必要であろう。そしてそれらの費用は、社会全体の生活レベルによって決定される。このように考えるのが、相対的貧困である。

ここまで書くと、いかにも「相対的貧困」は「絶対的貧困」よりも「上」の生活のことを言っているよう聞こえるかもしれない。実際、だから「相対的貧困」は問題ではない、と唱える人もいる。「本当の貧困」は、あくまでも「絶対的貧困」である、と。

もちろん、生存していくことさえ不可能な絶対的貧困の状態にある人が社会に存在することは大問題であるが、⁽²⁾ 相対的貧困も時として絶対的貧困と同等の、またはそれ以上のダメージを人に与える。

(中略)

私は、職業柄、多くの人々と貧困の話をする。近年では、貧困を題材としたニュース番組やドキュメンタ

リーもちらほら放映されるようになり、「現代社会における貧困とは何か」に関するような会話は、お茶の間でも交わされているかもしれない。

そういう会話の中で、必ず誰かが持ち出すのが「精神的な貧困論」である。「本当に豊かな生活とは、モノの多寡によって決められるのではなく、精神的に豊かな生活のことである」といった主張である。これには誰も反論できない。反論できないからこそ、私は「精神的な貧困論」が出てきたときには、「困ったな」と頭を抱えてしまう。

確かに、所得が低くても、モノをあまり持っていないなくても、精神的に豊かな生活をおくることは可能かもしれない。ホームレスの人々の中にも、生活水準としては極貧の生活をおくりながらも、実に穏やかな目をした方がいた。彼らを見ると、経済的な貧困と精神的な貧困は、必ずしも一致しないのだな、と感じる。道行くサラリーマンの方が、よっぽど、げっそりと死んだ魚のような目をしていたりする。

しかしながら、すべての現代人に共有される現代社会の「精神的な貧困」があるとしても、経済的貧困が問題ではない、という理由にはならない。むしろ、経済的貧困の及ぼす影響を見ていくと、経済的貧困が精神的貧困を誘発するという図式も見えてくる。⁽³⁾だから私は、あえてここで経済的貧困がいかに破壊的であるかを強調したい。

（出典：阿部彩『弱者の居場所がない社会』講談社現代新書、2011年。問題作成の都合で、一部省略し、一部表現を変えたところがある。）

問題1 下線部(1)の「慣行」は、筆者の定義する「絶対的貧困」と「相対的貧困」のうち、どちらの概念に基づいているか。理由とともに200字以内で述べなさい。

問題2 下線部(2)の「同等の、またはそれ以上のダメージ」が与えられる場合として、どのような場合が考えられるか。具体的に例を挙げて、300字以内で述べなさい。

問題3 5ページの表1は、2000年代半ばのO E C D（経済協力開発機構）諸国における、子どもがいる現役世帯の貧困率を示している。表を参考にしながら、下記の設問に答えなさい。

- A 子どもがいる現役世帯の貧困率について、他国と比べた際の日本の問題点を50字以内で述べなさい。
- B その問題点にどのような理由があり、その問題点をどう改善すればよいと考えるか。500字以内で述べなさい。

問題4 下線部(3)のように、筆者は、精神的貧困よりも経済的貧困を問題視している。これに対して、あなたはどちらの貧困をより問題視するかを明らかにしたうえで、その理由を500字以内で述べなさい。

表1 貧困率の国際比較（2000年代半ば）

	子どもがいる現役世帯※の貧困率					
	合計		大人が1人の世帯		大人が2人以上の世帯	
	割合 (%)	順位	割合 (%)	順位	割合 (%)	順位
オーストラリア	10.1	16	38.3	19	6.5	12
オーストリア	5.5	5	21.2	8	4.5	5
ベルギー	9.0	12	25.1	10	7.3	14
カナダ	12.6	21	44.7	27	9.3	18
チェコ	7.7	9	32.0	15	5.5	7
デンマーク	2.2	1	6.8	1	2.0	1
フィンランド	3.8	4	13.7	4	2.7	3
フランス	6.9	7	19.3	7	5.8	8
ドイツ	13.2	22	41.5	25	8.6	16
ギリシャ	12.1	18	26.5	13	11.7	23
ハンガリー	7.7	9	25.2	11	6.8	13
アイスランド	7.3	8	17.9	5	6.2	10
アイルランド	13.9	23	47.0	28	10.1	21
イタリア	14.3	25	25.6	12	14.0	27
日本	12.5	19	58.7	30	10.5	22
韓国	9.2	13	26.7	14	8.1	15
ルクセンブルク	11.0	17	41.2	24	9.7	20
メキシコ	19.5	29	32.6	16	18.7	29
オランダ	9.3	14	39.0	20	6.3	11
ニュージーランド	12.5	19	39.1	21	9.4	19
ノルウェー	3.7	3	13.3	3	2.1	2
ポーランド	19.2	28	43.5	26	18.4	28
ポルトガル	14.0	24	33.4	17	13.3	24
スロヴァキア	10.0	15	33.5	18	9.2	17
スペイン	14.7	26	40.5	23	13.9	26
スウェーデン	3.6	2	7.9	2	2.8	4
スイス	5.8	6	18.5	6	4.9	6
トルコ	20.3	30	39.4	22	20.0	30
イギリス	8.9	11	23.7	9	6.1	9
アメリカ	17.6	27	47.5	29	13.6	25
O E C D 平均	10.6		30.8		5.4	

出典：厚生労働省「子どもがいる現役世帯の世帯員の相対的貧困率の公表について」内の参考資料

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000002icn-img/2r98520000002je5.pdf> ただし一部省略し、一部表記を変えたところがある。

※ 「子どもがいる現役世帯」とは、「世帯主が18歳以上65歳未満で、18歳未満の子どもがいる世帯」のことである。

[以 下 余 白]

受 験 番 号	万	千	百	十	一
氏 名	 				

(注意) 所定の欄以外に受験番号・氏名
を書いてはならない。

日本語 解答用紙 ①

注意事項

1. 受験番号および氏名を、解答用紙の所定の欄に必ず記入すること。所定の欄以外には、受験番号および氏名を書いてはならない。

2. 解答は解答欄にのみ横書きで記入すること。解答欄以外には何も書いてはならない。

3. 解答には黒鉛筆またはシャープペンシル（H B）を使用のこと。

4. 解答は特に指示がない限り日本語で記入すること。
5. 字数制限がある設問については、算用数字やアルファベットその他の記号を用いる場合も、解答欄1マスに1つ記入すること。

(この欄は書き入るにはあたらしく)

(この欄に書き入れてはならない。)

問題 1

5 問題 2

10

2

25

100

200

100

200

300